

住宅宅地債券令及び沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令案について
(概要)

令和2年11月
内閣府沖縄振興局

1. 背景等

令和2年7月17日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続(※)について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされている。

※見直し対象手続

(参考) 規制改革実施計画 (令和2年7月17日閣議決定) 抄

II 分野別実施事項

6. デジタルガバメント分野／(3) 新たな取組

6 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し

所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの

これを踏まえ、今般、沖縄振興開発金融公庫に係る法令のうち、国民や事業者等に対して押印等を求めている「住宅宅地債券令」及び「沖縄振興開発金融公庫法施行令(以下「施行令」という。)」について、押印等を不要とする改正を行うこととする。

2. 改正の概要

住宅宅地債券令第三条及び施行令第七条の四において、署名又は記名押印を求める規定を廃止し、氏名又は名称の記載に改める。

3. 施行日等

閣議日：令和2年12月22日(予定)

公布日：令和2年12月25日(予定)

施行日：同 上

(以 上)